

長府浄水場更新事業

公募要項

令和3年8月

下関市上下水道局

目 次

1 本書の位置付け	1
2 事業の概要等	2
(1) 事業名称	2
(2) 所在地	2
(3) 公共施設の管理者の名称	2
(4) 事業の目的	2
(5) 事業の概要	2
(6) 事業スケジュール	4
(7) 事業に必要とされる根拠法令及び規則等	4
3 事業者の募集及び選定に関する事項	5
(1) 事業者の募集及び選定方法	5
(2) 事業者の募集及び選定のスケジュール	5
(3) 公募要項等に関する質問等	5
(4) 参加表明及び資格確認申請書等の受付	6
(5) 参加資格審査結果の通知	6
(6) 提案書等の受付等	7
(7) 提案書に関するプレゼンテーションの実施	7
(8) 参加資格要件	7
(9) 地元企業への優先発注及び市内製品の優先活用	11
(10) 事業に要する費用	11
(11) 応募に関する留意事項	11
4 最優秀提案者の選定及び優先交渉権者の決定に関する事項	13
(1) 参加資格審査	13
(2) 提案内容審査	13
(3) 優先交渉権者の決定等	13
5 提示条件に関する事項	14
(1) 実施体制	14
(2) 事業契約に関する基本的な考え方	14
(3) 予想されるリスク及び責任分担	14
(4) 提供されるべきサービス水準	14
(5) 事業者の収入	15
(6) 支払手続	15
(7) 事業終了時の措置	15
(8) 事業者の責任の履行に関する事項	15
(9) 事業のモニタリング	15
(10) 土地の使用	15
(11) 契約保証金	15

6	事業実施に関する事項.....	16
(1)	誠実な事業遂行義務.....	16
(2)	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	16
(3)	事業の継続が困難となった場合における措置.....	16
(4)	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	16
7	その他に関する事項.....	18
(1)	提出書類の取扱い.....	18
(2)	本事業に係る情報の提供.....	18
(3)	応募に伴う費用負担.....	18
(4)	使用言語、単位及び時刻.....	18
(5)	応募の中止等.....	18
(6)	その他.....	18
(7)	公募要項の問合せ先.....	18

別紙1 想定する事業実施体制

別紙2 リスク分担表

別紙3 位置図

公募要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 公募要項等 : 募集の際に本市が公表する書類一式（公募要項、要求水準書、モニタリング基本計画、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集、図面等）をいう。
- DBO方式 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の趣旨に準じて設計、建設、施設維持管理業務を一括で発注する方式
- 構成企業 : 応募グループを構成する企業をいう。
- 協力企業 : 事業者から工事の一部を請け負い、又は業務の一部を受託する構成企業以外の者をいう。
- 建設JV : 本事業の土木工事、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事（以下、「建設工事」という。）を行う構成企業によって結成する共同企業体をいう。
- 維持管理JV : 本事業の施設維持管理を行う構成企業によって結成する共同企業体をいう。
- 既存流用可能施設 : 事業者が、既存施設を流用すると判断した場合に、事業期間を通じて使用する施設をいう。
- 既存流用施設 : 既存施設をそのまま事業期間を通じて使用する施設のことをいう。

1 本書の位置付け

公募要項は、下関市（以下「本市」という。）が実施する長府浄水場更新事業（以下「本事業」という。）について、本事業を実施する者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、本事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。また、以下の文書は公募要項と一体のものである。

- ・要求水準書
- ・モニタリング基本計画
- ・優先交渉権者選定基準
- ・基本協定書（案）
- ・基本契約書（案）
- ・建設工事請負契約書（案）
- ・施設維持管理業務委託契約書（案）
- ・様式集、図面等

応募者は、公募要項等の内容を踏まえ、必要な書類を提出することとする。

公募要項等と実施方針及び実施方針に関する質問回答書とに相違がある場合は、公募要項等の規定内容を優先するものとする。また、公募要項等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答書によることとする。

2 事業の概要等

(1) 事業名称

長府浄水場更新事業

(2) 所在地

下関市長府豊浦町1番1号

(3) 公共施設の管理者の名称

下関市上下水道事業管理者 上下水道局長 林 義之

(4) 事業の目的

本事業の対象施設である長府浄水場は、本市の給水量の約80%を担う基幹浄水場として、昭和21年9月に給水を開始して以来74年を経過し、老朽化による施設能力の低下や耐震性能の不足に対応するため、更新が急務となっている。また、近年の少子化に伴う人口減少、節水型機器の普及、住民の節水意識の向上等により、水需要は減少の一途をたどっており、今後もより一層厳しい経営環境となることが確実な状況である。

このような状況を踏まえ、本市ではアセットマネジメントを活用した中長期的な施設の更新需要や財政収支の把握、長期的な施設の運用形態も視野に入れた整備計画の立案、PPP/PFI事業での実施が可能であるかの導入可能性調査等を行いながら全体事業計画の検討を行った。

本事業は、これらの検討を基にして令和14年度の全部供用開始に向け、現地にて長府浄水場を更新するものである。

(5) 事業の概要

本事業の概要は、以下のとおりとする。

ア 対象施設

要求水準書に示すとおり。

イ 対象業務及び工事

要求水準書に示すとおり。

ウ 事業期間

本事業は、基本契約、建設工事請負契約及び施設維持管理業務委託契約（以下「事業契約」という。）の締結の日から令和27年（2045年）3月31日までを事業期間とする。

本事業の施設維持管理業務の開始時期については、施設の部分供用を開始する令和12年（2030年）4月1日とする。ただし、建設工事が早期に完了し、部分供用の開始を早められる場合は、施設維持管理業務の開始時期を早めることとする。また、施設維持管理業務期間は部分供用を開始する日から15年間とし、事業期間は施設維持管理業務が終了する日までとする。

なお、施設の完全供用開始の期限は令和15年（2033年）4月1日までとする。

エ 事業方式

本事業は、長期的視点によるコスト縮減及び安定した事業運営を実現していくための手法を検討した結果、新設対象施設、既存流用可能施設、既存流用施設及び撤去対象施設の設計業務、建設工事及び施設維持管理業務を一括して発注するDBO（Design-Build-Operation）方式により実施する。本事業については、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に規定する第三者委託は適用しない。

オ 立地並びに規模及び配置に関する事項

（ア）施設等の立地条件

施設等の立地条件は、以下に示すとおりとする。また、事業予定地については、別紙3の位置図で示す。

（敷地面積）40,255.62m² （建設工事着手時の建設可能用地は、約7,400m²）

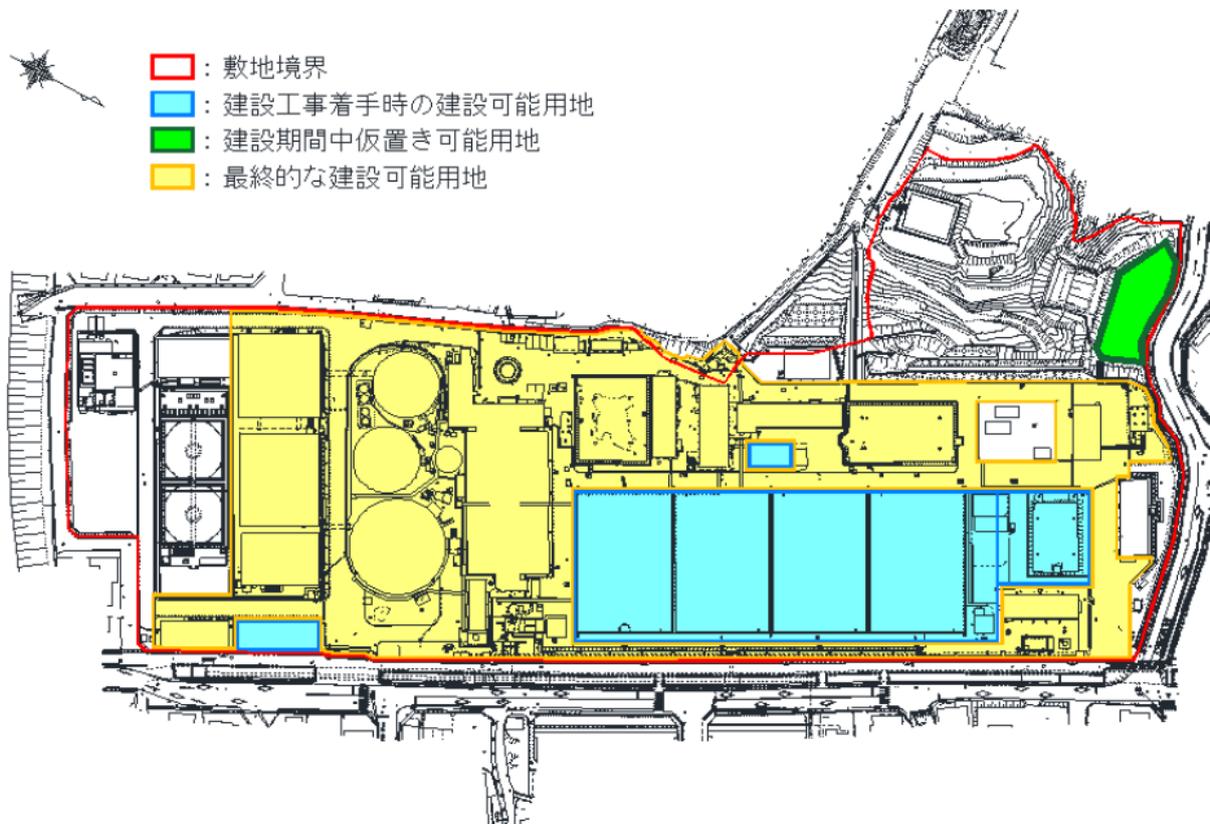


図-1 建設可能用地

（イ）建設用地の制限等

要求水準書に示すとおり。

カ 施設等整備の要件

新設対象施設の規模及び概要については、以下のとおりとする。

なお、既存施設を運転しながらの更新となるため、建設工事期間及び試運転期間中は、既存施設を運転する本市と十分に連携を図ること。

（ア）計画浄水量及び浄水処理方法

新設対象施設と既存施設における計画浄水量及び浄水処理方法は、表-1に示す

とおり。

表-1 計画浄水量及び浄水処理方法

	新設施設	既存施設
計画浄水量	88,000m ³ /日	130,000m ³ /日
浄水処理方法	生物接触ろ過＋凝集（粉末活性炭）＋沈殿＋急速ろ過	・粉末活性炭＋スラリー循環型高速凝集沈殿/横流式沈殿＋急速ろ過 ・緩速ろ過

浄水処理方法については、生物接触ろ過（上向流）＋凝集（＋粉末活性炭）＋沈殿＋急速ろ過を想定しているが、これに限らず要求水準（浄水水質）の達成が可能な処理フローがあればそれを認めるものとする。この場合、「凝集＋沈殿＋急速ろ過」は必須とし、追加処理フローは事業者提案とする。ただし、高速凝集沈殿処理の採用も可とする。

(イ) 水源系統

要求水準書に示すとおり。

(ウ) 原水水質及び浄水水質

本事業の原水水質（最大値）及び浄水水質の要求水準は、要求水準書に示すとおり。

(6) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、表-2 に示すとおり。

表-2 事業スケジュール

項目	予定
基本協定の締結	令和4年（2022年）3月
事業契約の締結	令和4年（2022年）8月
設計・建設工事期間	事業契約締結日の翌日 ～令和19年（2037年）3月（14年7か月）
施設維持管理期間	令和12年（2030年）4月 ～令和27年（2045年）3月（15年間）
契約終了	令和27年（2045年）3月31日

(7) 事業に必要とされる根拠法令及び規則等

本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令、条例、規則及び要綱等については最新のものを適用する。詳細については、要求水準書に示すとおり。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募した上で、技術提案等に基づいた公募型プロポーザル方式にて事業者の選定を実施する。

(2) 事業者の募集及び選定のスケジュール

本事業における民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、日程は、都合により変更する場合がある。

実施事項	日程
公募要項等の公表	令和3年(2021年)8月16日
公募要項等に関する質問の受付、締め切り	令和3年(2021年)8月18日～8月27日
公募要項等に関する説明会及び現地見学会	令和3年(2021年)8月24日
希望者への原水の提供	令和3年(2021年)8月
公募要項等に関する質問の回答公表	令和3年(2021年)10月1日
参加表明書及び資格確認申請書の受付、締め切り	令和3年(2021年)10月4日～10月8日
参加資格審査結果の通知	令和3年(2021年)10月29日
提案書等の受付、締め切り	令和4年(2022年)1月11日～1月14日
提案書のプレゼンテーション	令和4年(2022年)2月
優先交渉権者の選定・公表	令和4年(2022年)2月
基本協定の締結	令和4年(2022年)3月
事業契約の締結	令和4年(2022年)8月

(3) 公募要項等に関する質問等

公募要項等に関する質問は、以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和3年(2021年)8月18日(水)9:00～

令和3年(2021年)8月27日(金)17:00

イ 提出方法

質問の提出方法は、添付の様式I-1～9に記入の上、電子メールにより、「7(7)公募要項の問合せ先」に提出する。

なお、提出者は電話により、本市が電子メールを受信している確認を行うこと。

ウ 公募要項等に関する質問の回答

公募要項等に関する質問の回答は、令和3年(2021年)10月1日(金)までに、本市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

なお、不当に混乱を招く可能性があると思われる質問については、回答しない。

エ 公募要項等に関する説明会及び現地見学会

公募要項等に関する説明会及び現地見学会を以下のとおり開催する。

日 時：令和3年（2021年）8月24日（火）9：00～

場 所：下関市上下水道局長府浄水場

受付期間：令和3年（2021年）8月18日（水）9：00～

令和3年（2021年）8月20日（金）17：00

申込方法：添付の様式Ⅰ-10に記入の上、電子メールにより、「7（7）公募要項の問合せ先」に提出すること。提出者は、電話により、本市が電子メールを受信している確認を行うこと。

オ 原水の提供

本事業への応募に当たり、希望者には原水採水の機会を設ける。申し込みを行う場合は、様式Ⅰ-10に記入の上、提出すること。

（4）参加表明及び資格確認申請書等の受付

参加表明及び資格確認申請書等は、様式Ⅱ-1～7に記入の上、以下のとおり受け付ける。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、様式Ⅴ（辞退届）を提出すること。辞退届受付の最終期限は、令和4年（2022年）1月13日（木）の17時までとする。

ア 受付期間

令和3年（2021年）10月4日（月）9：00～

令和3年（2021年）10月8日（金）17：00

イ 提出方法

参加資格確認申請書を、本市経営管理課に持参すること。

ウ 提出書類

様式Ⅱ-1 参加資格確認申請時必要書類一覧表

様式Ⅱ-2 参加表明書

様式Ⅱ-3 構成企業一覧

様式Ⅱ-4 委任状（代表企業）

様式Ⅱ-5 参加資格確認申請書

様式Ⅱ-6 構成企業の実績に関する調書及び配置予定者の資格

様式Ⅱ-7 暴力団排除に関する誓約書

（5）参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和3年（2021年）10月29日（金）までに、応募者に参加資格審査通知書にて通知する。

なお、参加資格要件を満たしていないと認められた応募者は、通知を受けた日の翌日（下関市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）までに、本市に対して、参加資格要件を満たしていないと認めた理由について説明を求める旨を記載した書面を本市に提出することにより、その説明を求めることができる。本市は、当該書面を受け取った日から3日以内（休日を除く。）に、説明を求めた応募者に対し、書面にて回答する。

(6) 提案書等の受付等

参加資格要件を満たしていると認められた応募者から、以下のとおり提案書等を受け付ける。

ア 受付期間

令和4年(2022年)1月11日(火)9:00～

令和4年(2022年)1月14日(金)17:00

イ 提出方法

提案書等の提出方法は、本市経営管理課に持参するものとし、その他の方法による提出は認めない。

なお、提出された書類を確認後、本市は受付票を発行する。

ウ 提出書類

提出書類	部数
様式Ⅲ-1 提出書類一覧表	15
様式Ⅲ-2 見積書	1
様式Ⅲ-3-① 事業費内訳書	1
様式Ⅲ-3-② 全体年次計画表	1
様式Ⅲ-3-③ 建設工事段階における市内産品等の購入金額	1
様式Ⅲ-4 公募要項等に関する誓約書	1
様式Ⅲ-5 基礎審査シート	15
様式Ⅳ-1 技術提案書類提出書	15
様式Ⅳ-2～29 技術提案書 (補足資料を含む。)	15
提案書の電子データ (CD-R 等)	1

(7) 提案書に関するプレゼンテーションの実施

提案内容の確認のために、応募者によるプレゼンテーションを実施する予定である。

日時、場所及び実施方法等については、後日応募者へ通知する。

開催日時：令和4年(2022年)2月(予定)

(8) 参加資格要件

ア 応募者の構成等

応募者の構成等は、以下のとおりとする。

(ア) 応募者は、複数の企業で構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とし、応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、各々の構成企業は本事業の実施に関して適切な役割を担うこと。ただし、1者で参加資格要件を満たす複数の工種(業務を含む。)を兼ねることは可とする。

(イ) 応募グループは、設計企業、建設企業及び施設維持管理企業を含む企業により構

成されることを基本とする。

(ウ) 応募グループは、建設企業（機械設備工事）の中から、浄水処理の主たる部分を担う企業1者を代表企業として定め、代表企業が参加資格の申請及び手続を行うこと。

(エ) 代表企業は、参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事（設計業務、土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事及び施設維持管理業務）について明らかにすること。

(オ) 代表企業の変更は認めない。

(カ) 参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出後、構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。

(キ) 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業になることはできない。

(ク) 応募グループは、建設JV及び維持管理JVを結成すること。

イ 全ての構成企業に必要な資格

応募グループの構成企業は、以下の要件を全て満たしている者とする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(イ) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受け、その取消しの決定を受けていない者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受け、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(エ) 募集に参加しようとする他の者との間に資本関係及び人的関係において関連がないこと。（「資本関係において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又は、その出資の総額が100分の50を超えている者をいい、「人的関係において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

(オ) 本事業に係る業務支援に関与した者でないこと。また、これらの者と資本関係及び人的関係（3-（8）-イ-（エ）参照）において関連がないこと。本事業に係る業務支援に関与した者は以下のとおりである。

a 「株式会社NJS」

b 「西村あさひ法律事務所」

ウ 設計業務を行う構成企業に必要な資格

設計業務を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で設計業務を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以下の要件を全て満たし、その他の構成企業は（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）を満たすこと。

(ア) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (ウ) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）における上水道及び工業用水道の登録があること。
- (エ) 平成 18 年 4 月 1 日以降に、急速ろ過方式の浄水場の実施設計業務を行い、引き渡した実績を有すること。
- (オ) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。
- (カ) 管理技術者として、一級建築士又は技術士（上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）を配置できること。

エ 土木工事を行う構成企業に必要な資格

土木工事を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で土木工事を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以下の要件を全て満たし、その他の構成企業は（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）を満たすこと。

- (ア) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 土木工事業について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- (ウ) 募集日時点の下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿における土木一式工事の下関市建設工事競争入札参加資格者総合評点（以下「総合評点」という。）が、下関市内に本店がある者については 800 点以上、下関市内に契約締結権のある営業所等がある者については 1,000 点以上、それ以外の者については 1,200 点以上であること。
- (エ) 国内において、平成 18 年 4 月 1 日以降に、5,000m³/日以上施設能力を有する浄水場の主要な土木構造物を施工し、引き渡した実績（他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が 20%以上であるものに限る。）を有すること。
- (オ) 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

オ 建築工事を行う構成企業に必要な資格

建築工事を行う構成企業は以下の要件を全て満たすものとする。ただし、複数の構成企業で建築工事を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以下の要件を全て満たし、その他の構成企業は（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）を満たすこと。

- (ア) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 建築工事業について建設業法第 3 条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- (ウ) 募集日時点の下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿における建築一式工事の総合評点が、下関市内に本店がある者については 800 点以上、下関市内に契約締結権のある営業所等がある者については 1,000 点以上、それ以外の者については

1,200点以上であること。

(エ) 国内において、平成18年4月1日以降に、延床面積1,000㎡以上の鉄筋コンクリート造の建築工事を施工し、引き渡した実績（他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が20%以上であるものに限る。）を有すること。

(オ) 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

カ 機械設備工事を行う構成企業に必要な資格

機械設備工事を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で機械設備工事を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以下の要件を全て満たし、その他の構成企業は（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）を満たすこと。

(ア) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(イ) 水道施設工事業について建設業法第3条に規定する特定建設業の許可を有していること。

(ウ) 募集日時点の下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿における水道施設工事業の総合評点が、下関市内に本店がある者については800点以上、下関市内に契約締結権のある営業所等がある者については1,000点以上、それ以外の者については1,100点以上であること。

(エ) 国内において、平成18年4月1日以降に、5,000㎥/日以上施設能力を有する浄水場の機械設備設置工事（急速ろ過池の新設若しくは全面更新）を施工し、引き渡した実績（他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が20%以上である者に限る。）を有すること。

(オ) 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

キ 電気設備工事を行う構成企業に必要な資格

電気設備工事を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で電気設備工事を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以下の要件を全て満たし、その他の構成企業は（ア）、（イ）、（ウ）及び（オ）を満たすこと。

(ア) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(イ) 電気工事業について建設業法第3条に規定する特定建設業の許可を有していること。

(ウ) 募集日時点の下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿における電気工事の総合評点が、下関市内に本店がある者については850点以上、下関市内に契約締結権のある営業所等がある者については1,100点以上、それ以外の者については1,200点以上であること。

(エ) 国内において、平成18年4月1日以降に、浄水場の電気設備工事（中央監視・計装設備を含む。）を施工し、引き渡した実績（他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が20%以上であるものに限る。）を有すること。

(オ) 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

ク 施設維持管理業務を行う構成企業に必要な資格

施設維持管理業務を行う構成企業は以下の要件を全て満たす者とする。ただし、複数の構成企業で施設維持管理業務を分担する場合は、統括する構成企業を置くものとし、統括する構成企業は以下の要件を全て満たし、その他の構成企業は(ア)を満たすこと。

(ア) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「大分類：建物等保守管理」－「小分類：施設の管理運営」に登録されていること。

(イ) 国内において、平成 18 年 4 月 1 日以降に、10,000m³/日以上 of 施設能力を有する浄水場の維持管理業務(浄水処理方法が急速ろ過方式のものに限る。)を元請として 3 年以上継続して実施した実績を有すること。ただし、排水処理施設のみの維持管理業務実績は認めない。

(9) 地元企業への優先発注及び市内製品の優先活用

ア 応募者は、構成企業に下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に「市内」の地域区分で登録されている者を 1 者以上含めるように努めること。

イ 本事業に係る工事及び業務の一部を協力企業に発注する場合は、優先的に市内業者を活用すること。さらに、工事及び業務に使用する資材等についても優先的に市内において製造産出される資材又は、市内業者が販売するものを使用すること。

(10) 事業に要する費用

本事業の見積り限度額は、以下のとおりとする。

見積り限度額 金 25,518,598,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)

また、設計・建設工事、施設維持管理業務の見積り限度額は、それぞれ以下のとおりとする。

(設計・建設工事)

見積り限度額 金 20,668,005,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)

(施設維持管理業務)

見積り限度額 金 4,850,593,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)

※上記見積り限度額に対する算定根拠は、公表しない。

(11) 応募に関する留意事項

ア 以下のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。

- (ア) 参加資格要件を満たしていないと認められた応募者の提出書類
 - (イ) 虚偽の記載がある提出書類
 - (ウ) 応募グループが2通以上の応募をした提出書類
 - (エ) 記名押印及び金額の記載がない又は金額を訂正した提出書類
 - (オ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である提出書類
- イ 以下のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。失格となった応募者は、失格となった時点からの応募の手続きを行うことはできないこととする。
- (ア) 優先交渉権者決定までに参加資格要件を満たさなくなった場合
 - (イ) 提出書類が無効となった場合
 - (ウ) 提出書類が所定の日時までに提出されない場合
 - (エ) 提案内容が要求水準を満たしていない場合
 - (オ) 設計・建設工事の提案価格が、設計・建設工事の見積り限度額を超える場合
 - (カ) 施設維持管理業務の提案価格が、施設維持管理業務の見積り限度額を超える場合
 - (キ) 総合得点が下限値を下回る場合
 - (ク) 明らかに連合によると認められる場合
 - (ケ) 優先交渉権者の決定に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - (コ) プレゼンテーションに理由もなく欠席した場合（本市がやむを得ないと判断した場合を除く。）
 - (サ) その他応募に関する要件に違反した場合

4 最優秀提案者の選定及び優先交渉権者の決定に関する事項

最優秀提案者の選定及び優先交渉権者の決定の手続については、以下のとおり実施する。
なお、詳細については、「優先交渉権者選定基準」において提示する。

(1) 参加資格審査

本市は、応募者の参加資格について、「3（8）参加資格要件」に示す要件を満たしているか審査する。

(2) 提案内容審査

応募者から提出された提案書に対し、基礎審査、定量化審査（性能評価）、定量化審査（価格評価）及び総合的評価（性能評価及び価格評価を総合して評価したもの。以下同じ。）に基づき最優秀提案者を選定する。

ア 基礎審査、定量化審査（価格評価）及び総合的評価については、本市が行う。

イ 公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うため、定量化審査（性能評価）及び最終審査（最優秀提案者の選定）については、下関市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）が行う。

(3) 優先交渉権者の決定等

ア 優先交渉権者の決定

本市は、審議会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

なお、優先交渉権者を決定するまでは、審議会の委員名の公表は行わないものとする。

イ 審査結果の通知及び公表

本市は、各応募者へ書面にて審査結果の通知を行う。また、評価の結果及び選定過程の透明性を確保するために必要な資料を公表する。

5 提示条件に関する事項

(1) 実施体制

本事業の想定する事業実施体制は、別紙1のとおりとする。

(2) 事業契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

本市は、優先交渉権者と協議を行い、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

イ 事業契約の締結

本市は、基本協定に基づき優先交渉権者と基本契約を締結する。

本市は、基本契約に基づき建設JVと建設工事請負契約を締結する。

さらに、本市は、基本契約に基づき維持管理JVと施設維持管理業務委託契約を締結する。

ウ 事業契約等の公開

事業契約締結後、以下の事業契約等の内容について公表する。

- ・ 公共施設等の名称及び立地
- ・ 事業者の商号又は名称
- ・ 本事業の整備の内容
- ・ 契約期間
- ・ 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項
- ・ 契約金額
- ・ 契約終了時の措置に関する事項
- ・ 事業者の事業計画に基づくVFM

エ 次位交渉権者との交渉

優先交渉権者との交渉の結果、その他の理由等により、優先交渉権者と事業契約を締結することができない事由が生じた場合は、次位交渉権者と事業契約の締結に向けた交渉を行うものとする。

(3) 予想されるリスク及び責任分担

予想されるリスク及び本市との事業者の責任分担について共通部分は別紙2のとおりとし、詳細については、要求水準書に示すとおりとする。責任分担の程度や具体的な内容については、最終的に事業契約で確定する。

(4) 提供されるべきサービス水準

事業者は、事業期間中、本市が要求する内容のサービスを提供することが求められる。本浄水場の浄水水質、本事業の対象となる施設に要求する性能及び維持管理に要求するサービス水準は、要求水準書に示すとおりとする。

(5) 事業者の収入

設計・建設工事段階においては、事業者が本事業の設計業務及び建設工事を行い、本市がその対価として設計業務費及び建設工事費を支払う。施設維持管理段階においては、事業者が本事業の施設維持管理業務を行い、本市がその対価を支払うサービス購入型とする。

(6) 支払手続

本市は、事業契約の定めに従い、これらの対価を支払う。

(7) 事業終了時の措置

本事業終了時における引継ぎ業務については、要求水準書に示すとおりとする。

(8) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約の定めに従い、責任を履行する。本事業の遂行に当たっては、本市との協議及び調整を図りつつ履行する。

(9) 事業のモニタリング

本市は、事業者が提供するサービス内容の確認のためモニタリングを行う。

モニタリング方法、内容等の詳細については、モニタリング基本計画及び事業契約に定めるとおりとする。

ア 設計・建設工事段階

本市は、事業者が行う設計業務及び建設工事（以下「業務及び工事」という。）について、事業契約に基づき適切に履行されているか又は業務及び工事の水準が事業契約に定める要求水準書の条件を満足しているかについて定期及び随時に検査を行う。検査の結果、業務及び工事の水準が事業契約に定める要求水準書の条件を満足していない場合、本市は改善を求め、事業者は自らの負担により必要な改善措置を行う。

イ 施設維持管理段階

本市は、事業者が行う施設維持管理業務について、業務の水準が事業契約に定める要求水準書の条件を満足しているかについて定期及び随時に検査を行う。

検査の結果、業務の水準が事業契約に定める要求水準書の条件を満足していない場合、本市は改善を求め、事業者は自らの負担により必要な改善措置を行う。この場合、施設維持管理業務委託契約書に基づいてサービス対価の減額措置を行うことがある。

(10) 土地の使用

ア 現場事務所等の本事業に関わるもので、本市の土地を使用する場合は、下関市上下水道局会計規程に従い、行政財産使用許可申請書を提出すること。

イ 土地の使用料については減免申請書を提出することで、減免することができる。

(11) 契約保証金

建設工事請負契約書及び施設維持管理業務委託契約書に示すとおりとする。

6 事業実施に関する事項

(1) 誠実な事業遂行義務

事業者は、提案書及び事業契約の定めるところにより、誠実に本事業を遂行する。
なお、代表企業は、本市の対応窓口となり、本事業遂行上の諸手続を行う。

(2) 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

ア 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとする。

イ 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争の管轄については、山口地方裁判所とする。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、本市は事業者に対して改善勧告等を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正することができなかつたときは、本市は契約金額の減額又は事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と考えられる場合には、本市は、事業契約を解除することができる。

(ウ) 契約解除に至る事由及び措置については、事業契約に定めるとおりとする。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難になった場合には、事業者は、契約を解除することができる。

(イ) 契約解除に至る事由及び措置については、事業契約に定めるとおりとする。

ウ 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 不可抗力、その他本市又は事業者の責めに帰すことができない事由により本事業の継続が困難になった場合には、本市と事業者は事業継続の可否について協議する。

(イ) 一定の期間内に協議が調わない場合には、それぞれの相手方へ事前に書面による通知を行うことにより、本市及び事業者は事業契約を解除することができる。

エ その他の事由により事業の継続が困難となった場合

その他事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めるとおりとする。

(4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。

イ 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は、想定していない。

ウ その他の支援に関する事項

本市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

7 その他に関する事項

(1) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の公表をするとき及び本市が必要と認めたときは、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、提出を受けた書類は、返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として応募者が負う。

ウ 情報公開請求時の対応

応募者から提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成 17 年 2 月 13 日条例第 16 号）の規定による請求があったときは、当該提案書等を作成した応募者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。

なお、本事業の優先交渉権者の決定前において、決定に影響がある情報については決定後の開示とする。

(2) 本事業に係る情報の提供

本事業に係る情報の提供は、本市のホームページを通じて行うものとする。

(3) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 使用言語、単位及び時刻

応募及び本事業に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 応募の中止等

本市が本事業の事業者の募集を公正に執行することができないおそれがあると認めた場合は、すでに公告若しくは通知した事項の変更又は本事業を延期若しくは中止することがある。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても本市は賠償責任を負わないものとする。

(6) その他

記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

(7) 公募要項の問合せ先

下関市上下水道局経営管理課

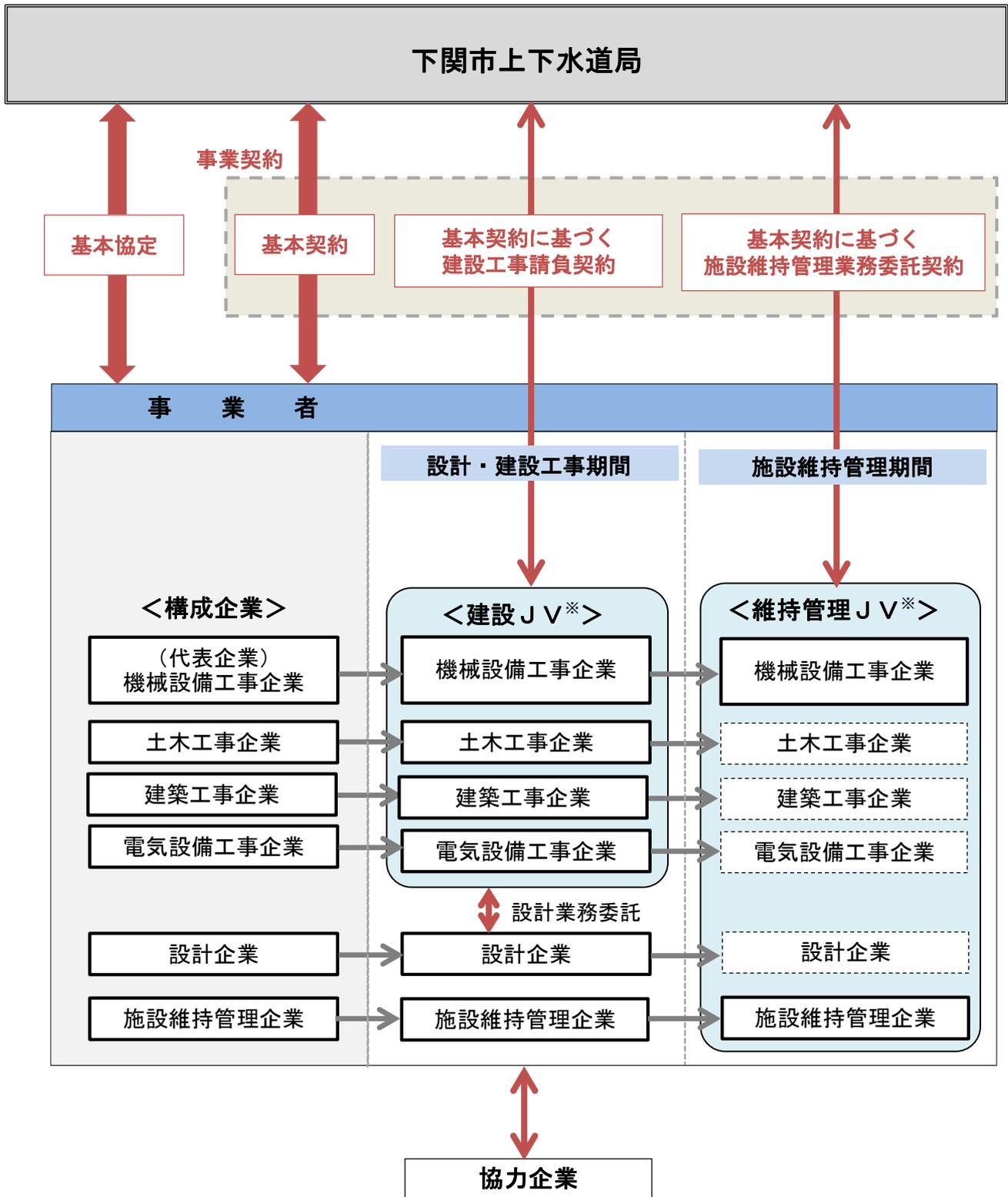
所在地 〒750-8525 下関市春日町7番32号

電話 083-231-8851

FAX 083-231-3338

電子メール sdkeieik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

想定する事業実施体制



- ※ 代表企業及び施設維持管理企業は、必ず維持管理JVに参加するものとし、その他の構成企業については任意とする。
- ※ 建設JV及び維持管理JVの代表構成員は施工能力の大きい構成企業とし、代表企業が兼ねなくてもよい。

リスク分担表

	リスクの種類		リスクの内容	負担者		
				本市	事業者	
共通	1.1	募集要項	記載内容の変更に関するもの、公募要項等の誤りに関するもの	●		
	1.2	契約締結	本市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止 事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●	●	
	1.3	財務	本市による債務不履行（支払い遅延・不払い等） 事業者による債務不履行（倒産等）	●	●	
	1.4	制度関連	政治	債務負担行為等の議決に関わるもの	●	
				対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	●	
				事業の縮小・拡充に伴う、対象範囲の変更に関わるもの	●	
		法制度	本事業に関わる法制度・許認可の新設・変更	●	▲	
			上記以外のもの		●	
		許認可遅延	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●		
			事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●	
		税制度	法人事業税、法人住民税等の事業者の利益に関する税の新設・変更		●	
	消費税の変更に關わるもの		●			
	1.5	社会	第三者賠償	事業者の責めに帰すべき事由による第三者賠償（調査、建設、維持管理段階等における騒音、振動、光、臭気に関するもの）		●
				本市の責めに帰すべき事由による第三者賠償	●	
		住民対応	本事業に対する住民反対運動・要望に関わるもの	●		
			事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に対する住民反対運動・要望に関わるもの	▲	●	
		環境問題	本市が行う業務に起因する環境の悪化	●		
			事業者が行う業務（調査、工事、維持管理等）に起因する環境の悪化		●	
	1.6	想定外業務	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・施設運営停止・事業継続の不履行	●注1	▲注2	
	1.7	不可抗力	戦争、暴動、天災、台風、風水害、感染症等、本市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	▲注2	
1.8	保険	設計・工事段階及び施設維持管理段階のリスクをカバーする保険		●		
1.9	構成企業	構成企業の能力不足等による事業悪化		●		
1.10	見学者対応	施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者が怪我をした場合		●		
1.11	安全確保	調査、工事、維持管理等における安全性の確保(新型コロナウイルス感染症対策を含む)		●		
1.12	事業者の発注する業務	事業者が発注する業務の契約内容の変更等		●		
1.13	事業の中断	本市の責めに帰すべき事由による事業の中断等	●			
		事業者の責めに帰すべき事由による事業の中断（事業者の経営破綻または事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		●		
1.14	資金調達	事業者の資金調達に関するもの		●		
1.15	物価	事業期間中の物価変動	●	▲注2		

※ ●：主負担、▲：従負担

注1 事業者の管理義務の懈怠により発生した想定外業務リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の想定外業務リスクは本市のリスク分担とする。

注2 一定の金額・割合までは事業者が負担する。

位置図

